



届出

■住民基本台帳の閲覧の利用状況

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項に基づき、平成22年4月1日～平成23年3月31日の住民基本台帳の閲覧状況を公表します。

詳細は、市HPまたは情報公開コーナー（両庁舎1階）をご覧ください。

住民基本台帳法第11条第1項による閲覧（国または地方公共団体）... 14件

住民基本台帳法第11条の2第1項による閲覧（個人または法人）... 46件
市民課 田（☎042-460-9820）

■住民票等自動交付機の増設

住民票等自動交付機を、東伏見ふれあいプラザに新しく設置します。

利用の際は、暗証番号の入った「ほうや市民カード」または「西東京市民カード」が必要です。

□設置場所 東伏見ふれあいプラザ（富士町4-33-15号飯田ビル1階）

□運用開始日 9月1日（木）

□利用時間

火～金曜日：午前9時～午後7時、土・日曜日、祝日：午前9時～午後5時

□取得できるもの

住民票、印鑑登録証明書

毎週月曜日（祝日を除く）年末年始はお休みです。ただし、月曜日から祝日が連続する場合は、祝日明けの平日は停止します。

9月30日までの毎週水曜日は午後6時までの稼働時間になります。

市民課 田（☎042-460-9820）

保（☎042-438-4020）

■来庁者の本人確認を行っています

市民課業務の各種届け出などの受付事務に関して、個人情報の保護を図り、住民に関する記録の管理を適正に行う必要があります。

両庁舎市民課および各出張所の窓口における各種届け出および各種証明書の請求の際に、来庁される方について本人確認を実施しています。

運転免許証や旅券、住民基本台帳カード（写真付き）などの官公署が発行した顔写真付きの身分証明書であれば1点、健康保険証や年金手帳、学生証などであれば2点以上の本人を確認できるものをご持参ください。

ご理解とご協力をお願いします。

※代理人による届け出

代理人による届け出や証明書の請求については、委任状が必要になります。委任者本人の自筆で、次の事項を記載してください。

代理人の住所、氏名、生年月日
委任事項 委任する日

委任者本人の住所、署名、捺印（印鑑登録は、登録する印鑑を押印）

市民課 田（☎042-460-9820）

保（☎042-438-4020）

環境

■家庭における創エネルギー機器などの都補助を開始

東京都環境局では、緊急的な電力対策として、家庭における創エネルギーを可能な限り実現していくため、電力確保に資する機器の導入補助を開始します。

補助単価は基本的に電力ベースで設定し、原則「10万円/kW」です。

□対象機器

太陽光発電システム 太陽熱利用システム

ガス発電給湯器

燃料電池 家庭用蓄電池

対象となる機器の設置時期や申請手続きなどについては、東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）にお問い合わせください。

なお、は国の補助制度も利用できます（J-PEC☎042-239-6200）

田・田東京都地球温暖化防止活動推進センター（☎03-5388-3472）

環境保全課（☎042-438-4042）

防災

■防災週間～地震に備えて

8月30日（火）～9月5日（月）は、防災週間です。

この時期を捉え、皆さん一人ひとりがもう一度身のまわりで起こる災害について考えるとともに、地震時の死亡・負傷の原因となる家具類の転倒・落下を防止するために対策を施すなど、平素から災害に対する備えに取り組みましょう。



※地震 その時10のポイント

グラツときたら身の安全

落ちついて火の元確認 初期消火

あわてた行動 けがのもと

窓や戸を開け 出口を確保

落下物 あわてて外に飛び出さない

門や塀には 近寄らない

正しい情報 確かな行動

確かめ合おう わが家の安全 隣

りの安否

協力し合って救出・救護

避難の前に安全確認 電気・ガス

田西東京消防署（☎042-421-0119）

危機管理室 保

（☎042-438-4010）

■防災市民組織リーダー等研修会

平成23年3月11日午後2時46分東北地方三陸沖でマグニチュード9の地震が発生し、大きな被害をもたらしました。

この研修会では、先の地震で学んだことや改善すべきことなどを通して、地域防災計画や市の防災に関する具体的なお話をします。

なお、一般の方の参加も大歓迎です。ぜひ、ご来聴ください。

時8月27日（土）午前10時～11時30分

場防災センター6階

危機管理室 保

（☎042-438-4010）

募集

■ごみの散乱防止と3Rを進めるためのポスター・標語コンテストの作品

ごみの散乱防止および3R（リデュース（発生抑制）リユース（再利用）リサイクル（再生利用））の推進を図るため、その啓発活動の一環として、市内の小学校の児童、中学校および高等学校の生徒を対象にポ

ご存知ですか？情報公開・個人情報保護制度

総務法規課 田

（☎042-460-9811）

市の情報公開制度・個人情報保護制度の概要をお知らせし、昨年度の運用状況を報告します。

Q 情報公開制度とは？

A 情報公開制度は、市が保有する公文書を市民の皆さんからの求めに応じて公開し、市政の透明性を確保するための制度です。

Q 個人情報保護制度とは？

A 個人情報保護制度は、市が保有する個人情報を適正に管理し、利用するための方法などを定め、市民の個人情報に関する権利を守るための制度です。

Q 開示請求をするときは？

A 公開の対象となる文書

市が現に保有している文書で、公文書として組織的に用いられているものが、公開の対象となります。

文書の公開を求めることができる方

情報公開制度による開示請求は、市内に在住・在勤の方や市の事業に利害関係を有する方などがすることができます（それ以外の方であっても、任意的開示の申し出をすることができます）。

個人情報保護制度による開示請求は、原則として市が保有する個人情報の本人の方に限られます。

開示請求の方法

情報公開コーナーにある公文書開示請求書または自己情報開示・訂正・削除・中止請求書に必要事項を記載し、提出してください。公文書開示請求書と自己情報開示・訂正・削除・中止請求書は、市HPからのダウンロードが可能です。

また、情報公開制度による公文書の開示請求は、市HP（公文書検索システム）から文書を検索したうえで行うこともできます。

開示・不開示の決定

請求があった日の翌日から14日以内（30日を限度に延長する場合などあり）に、開示するかどうかを決定し、書面でお知らせします。

救済の手続き

決定に不服があるときは、一定の期間内であれば異議申し立てをすることができます。この異議申し立ては、内容によって西東京市情報公開審査会または西東京市個人情報保護審査会に諮問されます。市では審査会の答申を尊重して、再度開示・不開示を決定します。

また、決定について処分取り消しの訴えを提起することもできます。

※情報公開コーナー（両庁舎1階）

市で発行する資料をご覧ください。

□利用時間 月～金曜日午前8時30分～午後5時（祝日を除く）

※公文書検索システム

市HPから、市が保有する公文書の検索や情報公開制度による開示請求をすることができます。

また、ご希望の方には、情報公開請求により開示された文書を自宅のパソコンで閲覧することもできます。

詳しくは、市HPをご覧ください。

平成22年度の実施状況

□情報公開制度の運用状況

公文書開示請求など	合計	106件
	【内訳】	
	全部開示決定	65件
	一部開示決定	20件
	不開示決定	20件
	取り下げ	1件
	うち異議申し立て	4件

□個人情報保護制度の運用状況

自己情報開示請求	合計	4,051件
	【内訳】	
	承諾 全部開示	3,997件
	不承諾 不開示	35件
	一部承諾 一部開示	12件
	取り下げ	7件
	うち異議申し立て	8件
自己情報訂正などの請求	合計	1件（訂正請求1件）
	【内訳】	
	不承諾	1件
	うち異議申し立て	1件

